



技能実習と特定技能の制度比較（概要）

技能実習（団体監理型）

特定技能（1号）

関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けられることがある。

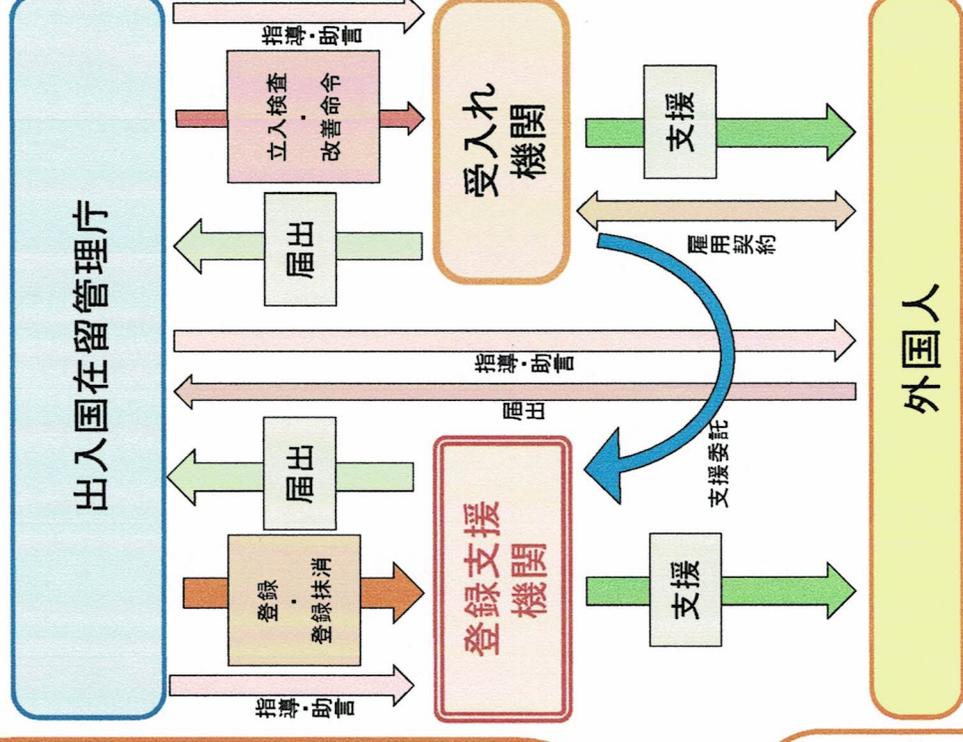
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

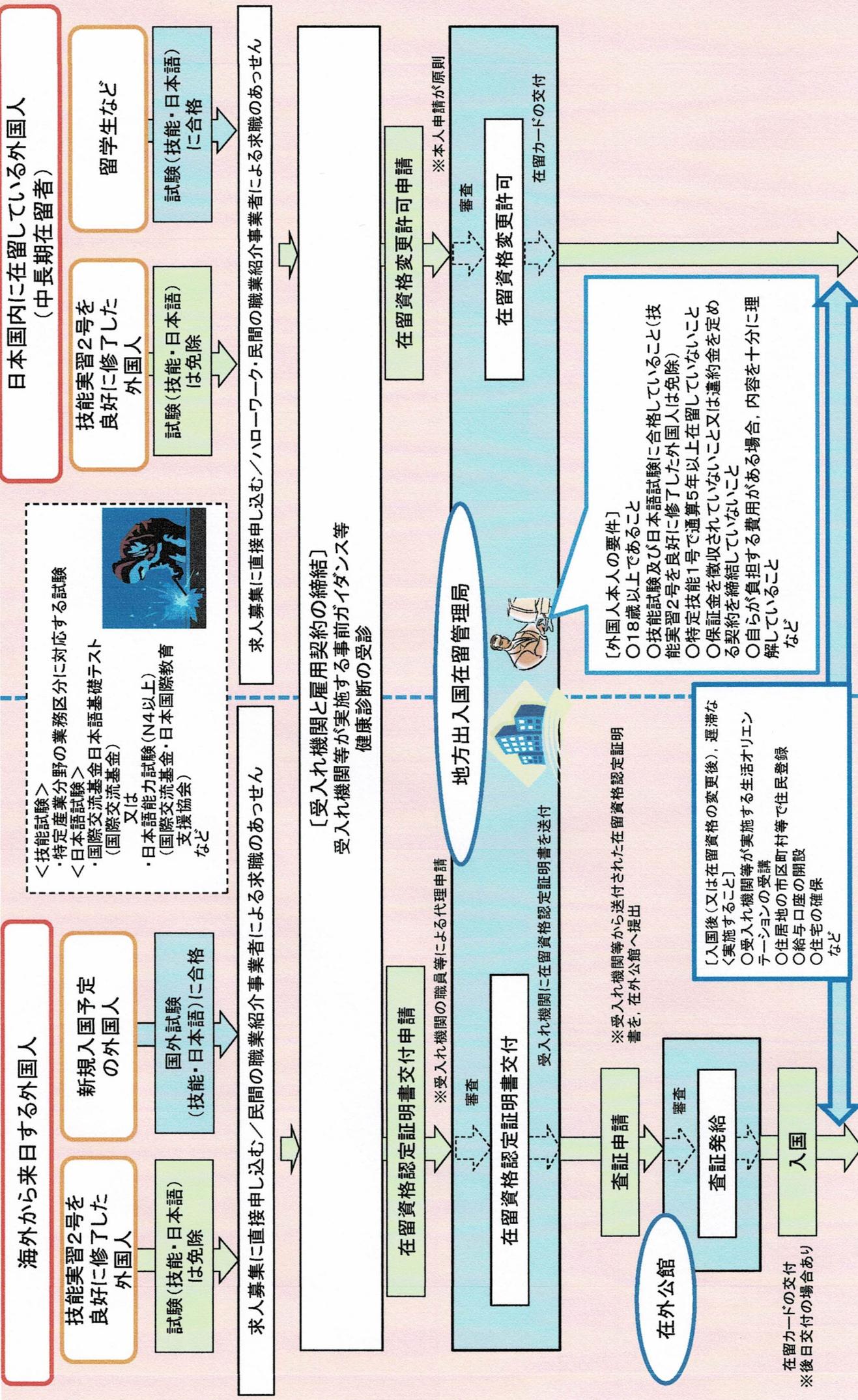
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に入出国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



制度概要③就労開始までの流れ



海外から来日する外国人

技能実習2号を良好に修了した外国人

試験(技能・日本語)は免除

新規入国予定の外国人

国外試験(技能・日本語)に合格

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

日本国内に在留している外国人 (中長期在留者)

技能実習2号を良好に修了した外国人

試験(技能・日本語)は免除

留学生など

試験(技能・日本語)に合格

求人募集に直接申し込む／ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

- ＜技能試験＞
- ・特定産業分野の業務区分に対応する試験
 - ・日本語試験
 - ・国際交流基金日本語基礎テスト(国際交流基金)
 - 又は
 - ・日本語能力試験(N4以上)
 - ・国際交流基金・日本国際教育支援協会など

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請

※受入れ機関の職員等による代理申請

在留資格変更許可申請

※本人申請が原則

在留資格認定証明書交付

審査

受入れ機関に在留資格認定証明書を送付

在留資格変更許可

審査

在留カードの交付

査証申請

審査

査証発給

審査

在外公館

地方出入国在留管理局

入国

在留カードの交付
※後日交付の場合あり

- 〔外国人本人の要件〕
- 18歳以上であること
 - 技能試験及び日本語試験に合格していること(技能実習2号を良好に修了した外国人は免除)
 - 特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
 - 保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
 - 目らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること

- 〔入国後(又は入留資格の変更後)、遅滞なく実施すること)〕
- 受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
 - 居住地の市区町村等で住民登録
 - 給与口座の開設
 - 住宅の確保など

受入れ機関での就労開始

〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしてしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省令の定める告示で規定)

〈法第2条の5第3項，第4項，特定技能基準省令第2条第1項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働，社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由（5年以内に入出国・労働法令違反がないこと等）に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し，雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を，直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は，派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで，適当と認められる者であるほか，派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

分野別運用方針について(14分野)

分野	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の最大 値)(注)	人材基準		その他重要事項		
		技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	
厚 労 省	60,000人	介護技能 評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上(上記に 加えて)介護 日本語評価 試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、 排泄等の介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリ エーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕	直接	受入れ機関に対して特に課す条件 ・厚生省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・厚生省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
		ビルクリー ニング 特定技能1 号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕	直接	・厚生省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・厚生省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受け ていること
経 産 省	21,500人	製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・工場板金 ・めっき ・アルミニウム 陽極酸化処理 ・仕上げ 〔13試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと
		製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接 〔18試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと
電 気 ・ 電 子 情 報 関 連 産 業	4,700人	製造分野 特定技能 1号評価試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	・機械加工 ・金属プレス加工 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・めっき ・仕上げ 〔13試験区分〕	直接	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力をを行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと

分野別運用方針について(14分野)

建設	40,000人	建設分野 特定技能 1号評価試験 等	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	<ul style="list-style-type: none"> 型枠施工 左官 コンクリート圧送 トンネル推進工 建設機械施工 土工 <ul style="list-style-type: none"> 屋根ふき 電気通信 鉄筋施工 鉄筋継手 内装仕上げ 表装 <ul style="list-style-type: none"> とび 建築大工 配管 建築板金 保温保冷 吹付ウレタン断熱 海洋土木工 <p>〔18試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること 国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 建設業法の許可を受けていること 日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること 雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること 受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること 国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること 特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等
造船・ 船用工業	13,000人	造船・船用工業分野 特定技能 1号試験等	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	<ul style="list-style-type: none"> 溶接 塗装 鉄工 <ul style="list-style-type: none"> 仕上げ 機械加工 電気機器組立て <p>〔6試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> 国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと 国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
自動車 整備	7,000人	自動車整備 分野特定技 能評価試験 等	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 <p>〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> 国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと 国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること 道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
航空	2,200人	特定技能評 価試験(航空 分野:空港グ ランドハンドリ ング、航空機 整備)	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	<ul style="list-style-type: none"> 空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) 航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) <p>〔2試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> 国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと 国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること 空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
宿泊	22,000人	宿泊業 技能測定 試験	国際交流基 金日本語基 礎テスト、又 は、日本語 能力試験N4 以上	<ul style="list-style-type: none"> フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 <p>〔1試験区分〕</p>	直接	<ul style="list-style-type: none"> 国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと 国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 登録支援機関に支援計画の実施を委託すること 「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること 風俗営業関連の施設に該当しないこと 風俗営業関連の接待を行わせないこと

国交省

分野別運用方針について(14分野)

農業	36,500人	農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) 畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等) 〔2試験区分〕	直接派遣	<ul style="list-style-type: none"> 農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと 農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと 登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること 労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> 漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁労働機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等) 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等) 〔2試験区分〕	直接派遣	<ul style="list-style-type: none"> 農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと 農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと 農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講ずること 登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
飲食品製造業	34,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> 飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工, 安全衛生) 〔1試験区分〕	直接	<ul style="list-style-type: none"> 農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと 農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと
外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	<ul style="list-style-type: none"> 外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理) 〔1試験区分〕	直接	<ul style="list-style-type: none"> 農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと 農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと 風俗営業関連の営業所に就業させないこと 風俗営業関連の接待を行わせないこと

(注) 14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計: 345,150人

技能実習等と特定技能の対応関係

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野 (25職種38作業)

職種名	作業名	※
さく井	パーカッション式さく井工事作業	107
	ロータリー式さく井工事作業	
建築板金	ダクト板金作業	565
	内外装板金作業	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業	325
	木製建具手加工作業	
建築大工	大工工事作業	1,862
	型枠工事作業	
型枠施工	型枠組立て作業	3,733
	鉄筋組立て作業	
鉄筋施工	とび作業	3,639
	石材加工作業	
とび	石張り作業	8,403
	石張り作業	
石材施工	タイル張り作業	185
	かわらぶき作業	
タイル張り	左官作業	273
	左官作業	
かわらぶき	建築配管作業	170
	ブラント配管作業	
左官	保温保冷工事作業	980
	ブラスト系床仕上げ工事作業	
配管	カーペット系床仕上げ工事作業	1,155
	鋼製下地工事作業	
熱絶縁施工	ボード仕上げ工事作業	290
	カーテン工事作業	
内装仕上げ施工	壁装作業	245
	ビル用サッシ施工作業	
表装	シーリング防水工事作業	128
	コンクリート圧送工事作業	
サッシ施工	ウエルポイント工事作業	1,048
	ウエルポイント工事作業	
防水施工	押土・整地作業	282
	積込み作業	
コンクリート圧送施工	掘削作業	17
	締固め作業	
ウエルポイント施工	築炉作業	3,717
	構造物鉄工作業	
建設機械施工	建築塗装作業	87
	鋼橋塗装作業	
築炉	手溶接	(1,513)
	半自動溶接	
鉄工(※)	鋼橋塗装作業	(4,992)
	鋼橋塗装作業	
塗装(※)	手溶接	(1,000,8)
	半自動溶接	

※職種別技能実習2号計画の認定数(R1)

技能実習から特定技能に移行可能な業務区分
建築板金 (※2020年から追加)
建築大工 (※2020年から追加)
型枠施工
鉄筋施工
とび (※2020年から追加)
屋根ふき
左官
配管 (※2020年から追加)
保温保冷 (※2020年から追加)
内装仕上げ/表装
コンクリート圧送
建設機械施工
特定技能において新たに設ける業務区分 (技能実習がない業務区分)
トンネル推進工
土工
電気通信
鉄筋継手
吹付ウレタン断熱 (※2020年から追加)
海洋土工 (※2020年から追加)

特定技能の受入対象分野「建設分野」 (19業務区分)

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野25職種38作業のうち、13職種22作業が特定技能の受入対象となった

⇒「建設関係」の技能実習対象職種に従事する者のうち、約92%をカバー (H29実績ベース)

※建設業者が実習実施機関である場合に限る。認定数は建設業者以外も含む。



制度概要 ①在留資格について

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、農業・農産物加工業、繊維・皮革製造業、木材産業、**(14分野)** 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

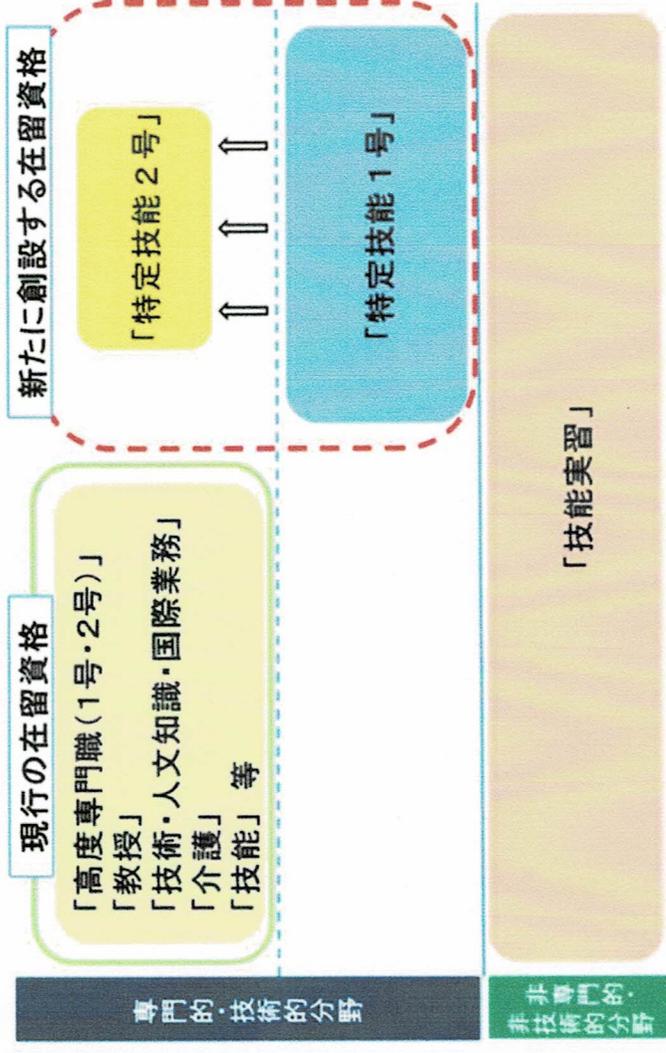
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能制度における外国人材のキャリアパス(イメージ)

- 特定技能1号となるには、試験合格ルートと技能実習等からの切替ルートの2パターン存在。
- 特定技能2号は、在留期限の更新上限がなく、家族帯同も可能な在留資格であり、班長として一定の実務経験等が必要。

【 】は在留資格名

【特定技能2号】

在留期間の更新に上限なし
※扶養する配偶者・子の帯同可

班長として一定の実務経験 + 「建設分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」に合格

【特定技能1号】

在留期間は通算5年
※家族の帯同は原則不可

ルート1

①と②の両方に合格

- ①技能評価試験
「技能検定3級」
又は「建設分野特定技能1号評価試験」
 - ②日本語試験
「国際交流基金日本語基礎テスト」
又は「日本語能力試験（N4以上）」
- ※①・②の試験は海外を基本に国内でも実施

ルート2

【技能実習】

技能実習2号を良好に修了した者

- ※技能実習3号を修了した者は、
技能実習2号を良好に修了した者
と同じ取扱い

【特定活動】<外国人建設就労者受入事業>

2015年度から2022年度までの時限措置

- ※【特定活動】から【特定技能1号】
に変更することは可能

※技能実習2号を良好に修了する見込みの者及び技能実習3号を修了する見込みの者は、
在留期間満了日の半年前から建設特定技能受入計画の認定申請を行うことが可能

技能実習2号未経験者(試験合格者)

技能実習2号経験者(試験免除者)

1. 受入企業は、(一社) 建設技能人材機構 (JAC) に直接又は間接的に加入することが必要
2. 受入企業と建設特定技能外国人は、建設キャリアアップシステム (CCUS) に登録することが必要
3. 受入企業は、建設業法第3条の許可をとることが必要
4. 受入企業は、以下2つの申請をし、それぞれ認定を受けることが必要
 - ① 国土交通省 (地方整備局等) への建設特定技能受入計画の申請
 - ② 出入国在留管理庁 (地方出入国在留管理局) への在留資格審査の申請
5. 受入企業は、外国人の受入れ後、受入れ後講習を受講させることが必要
6. 計画通りの適正な就労を行っているかどうか、巡回指導等により確認を受けることが必要

【参考】建設特定技能受入計画の認定基準

- ▶ 建設業法第3条の許可
- ▶ 建設キャリアアップシステムへの登録
- ▶ 特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）への加入
- ▶ **同一技能・同一賃金・月給制、昇給**
- ▶ 重要事項について、母国語による書面での事前説明
- ▶ 特定技能外国人の受入れ後、受入れ後講習を受講させること
- ▶ 特定技能外国人の受入れ後、巡回指導による確認を受けること 等

同等の技能を有する日本人と同等額以上

- ① **社内の同等技能の日本人技能者との比較**
(⇒経験年数の差で賃金に差を設けることは可能だが、日本語能力を理由とした賃金の差別は×。最低賃金レベルは×)
- ② **同一圏域における建設技能者の賃金水準と均衡を失っていないこと**
(⇒各都道府県労働局において公表されているハローワークの求人求職賃金を参考に)
- ③ **大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、全国の賃金水準との比較も考慮**
※このほか、同一企業内で受入れ実績のある**技能実習生**及び**外国人建設就労者**との比較の観点からも審査を行う。

安定的な賃金支払い

- 天候や受注状況によって報酬（基本給）が大きく変動しない
支払方法（**月給制**）の採用
- ・ 休業時の休業手当（60%以上）支給
 - ・ 天候による休業を有休処理しない

技能習熟に応じた昇給

- ① 在留中の技能習得計画
- ② 技能習得に応じた昇給（建設キャリアアップシステムの能力評価と連動）

特定技能の受入費用

監理団体に対して監理費等を支払う技能実習とは異なり、**特定技能では、JACに対して、受入負担金及びJAC加入費**

(JAC正会員である建設業の全国団体に加入していれば不要) **等を支払う必要があります。**

なお、これらJACに支払う費用には、渡航費、送出し手数料、支援のための費用等は含まれておりません。**受入企業自らで支援の全てを行う (JAC、FITSのサービスの利用も可) ことができない場合には、登録支援機関に委託費を支払って支援を委託する必要があります。**

特定技能

JAC等に支払う費用

JAC受入負担金

(1.25～2万円 (※) / 月・人)

JAC加入費

(JAC正会員である建設業の全国団体に加入又はJAC賛助会員)

FITS受入れ後講習費 (1回のみ、約1.5万円)

※事前巡回指導を受ければ不要

登録支援機関全部委託

(平均2～3.5万円(※) / 月・人)

JAC/FITSに一部委託

一定の要件を満たせば、自社で全ての支援を行うことが可能

支援のための費用

※特定技能では、職業安定法により有料の職業紹介サービスの利用は禁じられています。

【参考】

技能実習

監理団体に支払う費用

監理団体の監理費

(平均4～5万円 (※) / 月・人)

訪問指導費・各種講習費・送出機関への支払い等

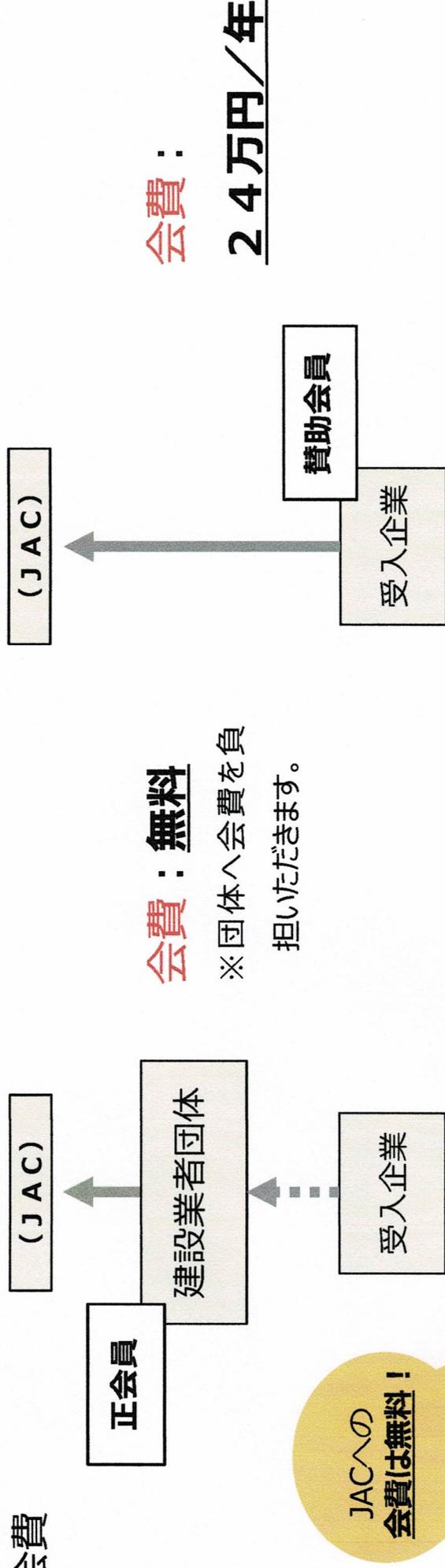
その他実費

組合加入費、送迎費、訪問交通費等

人材紹介費

往復渡航費・送出し手数料

◆ 会費



① JACに間接的に加入する場合

② JACに直接的に加入する場合

◆ 受入負担金

※特定技能外国人1人あたりの金額

・試験合格者 (JACが行う海外教育訓練を受ける場合)

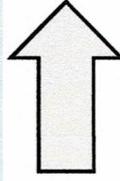
2万円/月

・試験合格者 (JACが行う海外教育訓練を受けない場合)

1.5万円/月

・試験免除者 (技能実習2号修了者等)

1.25万円/月



受入負担金を原資としてJACの事業を実施

○ 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範

(2019年4月1日 (一社) 建設技能人材機構 総会決議)

I. 総則

1. 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、**行動規範の遵守に一致協力**
2. 低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3. 生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4. **労働関係法令等の遵守**、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6. **同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇**
7. 外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8. 契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9. 外国人であることを理由とした**待遇の差別的取扱の禁止**
10. 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11. **建設キヤリアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促進**
12. 安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13. 日常生活上及び社会生活上の支援
14. 直接的、間接的な手段を問わず**悪質な引抜行為を禁止**
15. 機構の行う共同事業の費用を負担

III. 元請企業の役割

16. **建設キヤリアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底**、不法就労者・失業者等の現場入場禁止
17. 正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18. 特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19. 自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

IV. 共同事業の実施

20. **事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施**
21. 日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22. 受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23. 受注環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24. (一財) 国際建設技能振興機構に委託して、**巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応を実施**
25. **地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正のため**の助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じた必要な措置を実施
26. 会費徴収や共同事業等の事業運営を実施

V. 実効性確保措置

27. 本規範の違反者に対する除名等
28. 必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

VI. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者についても特定技能外国人への取扱いに準じて適正な就業環境を確保